

下関市入札監視委員会規則第5条第9項により、次のとおり公表します。

下関市入札監視委員会（第30回）審議概要

開催日時	平成29年11月21日（火） 13:30		
場所	下関市役所本庁舎新館5階大会議室		
委員	今村 俊一（弁護士） 香月 豊文（一級建築士） 村上 俊秀（高等学校教諭） 森 邦恵（大学准教授）		
審査対象期間	平成29年4月1日 ～ 平成29年9月30日		
審査対象総件数	186件	（抽出工事名称）	
及び 抽出 事案	一般競争入札	111件	・長府地区橋梁（改良）整備工事（第2期）
	指名競争入札	55件	・豊北町大字栗野市の瀬地区300mm 送水管布設工事
	随意契約	20件	・市営新垢田住宅R1ほか隔測式水道 メータ改修工事
議事事項	総合評価方式の落札者決定基準について		
議事事項及び委員からの意見・質問、それに対する回答等	議事項目、意見等	別紙のとおり	
	審議結果、回答等	別紙のとおり	
指名停止措置の運用状況報告	3件3者		
委員会による意見の具申又は勧告の内容	特になし		

議事項目、意見・質問	審議結果、回答
<p>・長府地区橋梁（改良）整備工事（第2期）</p>	
<p>調査基準価格算出の際の係数であるが、自分の認識では直接工事費は10分の9.5、一般管理費は10分の3であるが、ここに挙がっている数字で間違いはないか。</p>	<p>公契連モデルでいえば、今言われた数字に近くなると思うが、本市は山口県が採用している係数を使用している。</p>
<p>代表構成員、第1構成員、第2構成員の点数の付け方であるが、旧市内よりも4町の方が点数が高いのはなぜか。また、準市内の説明をしてほしい。それから、市長が替わったことによって、地元優先発注の考え方に変更があるか。</p> <p>入札、契約等に関する権限が与えられているかどうかというのは、どのようにしてわかるのか。</p>	<p>施工場所が旧市内の場合は、旧市内の業者が入札に参加しやすいように点数に差をつけている。準市内業者とは、準市内1業者と準市内2業者があるが、ここでは準市内1業者のことで、市外に本社、本店を有するが、市内の支店、営業所等に入札、契約等に関する権限が与えられた者がいる業者。また、地元優先発注の考え方に変更はなく、これまでどおりの取り組みとしている。</p> <p>業者が入札参加資格申請をする際に、営業所等に権限を委任する場合には、その書類を提出することとなっている。</p>
<p>条件の中に「橋梁工事で請負金額1億円以上の公共工事の実績」とあるが、上部工、下部工とあるがどの企業なのか。</p> <p>どの業者が実績があるのか、どう確認しているのか。</p> <p>上部工の実績があるということか。</p>	<p>上部工、下部工と分けては求めている。</p> <p>本市の実績であれば、過去の工事で確認できる。また、コリンズという業者の施工実績を検索できるシステムがあるので、事前に確認している。入札の際には、事後審査であるが、落札業者には施工実績の調書を提出させている。</p> <p>入札参加の条件としては、橋梁工事の実績としか言っておらず、上部工、下部工と</p>

	まで指定をしていない。
結果的に1JVしか参加がなかったが、参加が見込まれる業者はどのくらいあったのか。	代表構成員では10者くらい。第1、第2構成員は15者くらい見込まれ、JVでは8グループくらいの結成が見込まれた。
JVの構成員数を3者とした理由はあるのか。	内規で、設計金額に応じて、ある一定の金額を超えたら3者、それ以下だったら2者と決めている。
<b>・豊北町大字粟野市の瀬地区 300mm 送水管布設工事</b>	
<p>損失水頭の低減とは何か。送水管2条を1条に布設替えとあるが、2本を1本にすると理解してよいか。そうした時に新旧のジョイント部分で水圧の低減や赤水の原因となることはないのか。また、優良業者優先指名の場合に、入札参加者はそのことがわかっているのか。</p> <p>2本を1本にする部分では何の支障もないのか。</p> <p>ジョイント部分には何か特別なものを設けるのか。</p> <p>200mmと300mmをどう接合するのか。</p> <p>優良業者優先指名の入札であることがわかっているならば、見積もりをするときに、5千万円未満であることがわかるということ。</p>	<p>損失水頭の低減とは2条を1条にすることで、水流の抵抗など損失を小さくすることができるという考え方。また、既設との接合であるが、切り替えの際には赤水が生じることがあるので、工事の際に赤水を解消して最終的に切り替えることになり、それ以降赤水が発生することはないし、水圧の減少もない。</p> <p>布設替えを検討した結果、1本にするという結論になったもの。</p> <p>配管を接合する上で特別設けるものはない。</p> <p>300mmを200mmに落とす役物を使う。</p> <p>優良業者優先指名の件については、発注見通しにおいて工事名とともに発注方法を公表しているので、知ることは可能。ただし、電子入札なので、だれが指名されているかは、入札後でないとわからない。</p> <p>発注見通しを立てる際に、5千万円に近いものは、なるべく優良業者優先指名の該当工事にしないようにしているので、次回からはそれを徹底する。</p>

<p>老朽化の判断基準があるのか。</p> <p>栗野地区では老朽化は解消されたということか。</p> <p>市内では老朽化したものがどのくらい残っているか把握しているか。</p> <p>年数管理とトラブルなどがあつたときに対応するのか。</p>	<p>耐用年数40年で考えている。本案件の場合は45年経過している。この前後は布設替え済みで、この部分が残っていたので今回布設替えしたもの。</p> <p>この路線に関してはということ。</p> <p>全体では把握していない。</p> <p>それらを総合的に判断して対応することになる。</p>
<p>1回目と2回目の入札額にかなり差があるが、理由があるのか。</p>	<p>1回目の入札後、最低応札額を公表するので、2回目ではその額より下げることになり、結果として当該落札額となったもの。</p>
<p><b>・市営新垢田住宅 R1 ほか隔測式水道メータ改修工事</b></p>	
<p>標準的な修理をした場合の新品の価格と本案件の業者の見積価格を比較すると、業者の見積価格の方が安かったということか。</p> <p>著しく有利だから随意契約する理由となるのか、それとも市内で唯一の計量法による製造事業者であることのほうが理由になるのか。</p> <p>その場合の「著しく有利な」というのは、その時の発注者の判断でよいということか。</p> <p>最低制限価格を下回るということが「著しく」の判断の基準にな</p>	<p>そのとおり。</p> <p>本案件については、地方自治法施行令第167条の2第1項第7号に規定する「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。」を適用して随意契約としている。</p> <p>業者からの見積金額は、担当課で積算し入札に付した場合の最低制限価格より安い場合、入札にするとかえって高い金額で契約することとなる。</p>

<p>っているということならわかった。</p>	
<p>・審議</p>	
<p>入札不調の問題もあるし、いろいろな条件等は、恣意的に行われているのではないかと、99%くらいの落札率を問題視されることも想定されるので、引き続き客観的な説明責任が果たせるように取り組みをお願いしたい。</p> <p>落札率が下がって品質が落ちるのはよくないし、70～80%の低落札率は問題だと思う。業者も積算システムを入れているので、同じくらいの金額になるということも説明を受けているのでわかるが、それにしても99%が続くとどう受け止められるかわからないので、引き続き工夫をお願いしたい。</p>	<p>入札不調については、業者の抱えている工事量により技術者を配置できないなどの理由で入札に参加できないということもあるし、予算超過などが原因であるが、これについては、引き続き検討を行っていく。落札率については、ダンピング防止のため最低制限価格を引き上げているということもあり、高くなる傾向にある。</p>
<p>随意契約であるが、入札方式別発注工事一覧表の工事名だけ見ても随意契約に該当するかどうかかわからないので、適用号数だけでも入れてもらいたい。</p>	<p>次回の委員会資料から入れるようにする。</p>
<p>・総合評価方式の落札者決定基準について</p>	
<p>(審議)</p>	<p>(異議なく承認される。)</p>